

鳥取大学農学部教員選考基準

平成19年 3月20日
鳥取大学農学部規則第4号

第1条 鳥取大学農学部における教授，准教授，講師及び助教の選考は，「鳥取大学教員選考基準（昭和31年鳥取大学規則第7号）」に定めるもののほか，この基準によるものとする。

第2条 生命環境農学科（附属フィールドサイエンスセンター及び附属菌類きのこ遺伝資源研究センターを含む。以下同じ。）の教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者
- 二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たす者
- 三 大学の管理・運営等に携わる強い意欲を有する者

第3条 生命環境農学科の准教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者
- 二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たす者

第4条 生命環境農学科の講師の選考は，次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者
- 二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たす者

第5条 生命環境農学科の助教の選考は，次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者，着任時に博士の学位を取得見込みの者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者
- 二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たす者

第6条 第2条第2号，第3条第2号，第4条第2号及び前条第2号に定める基準を満たしていない者について，次の各号に掲げるいずれかの優れた個人業績を有すると教授会が認めた場合は，当該基準を満たす者とみなすことができる。

- 一 大学教員以外の実務経験を含む教育上有用な優れた実績
- 二 学内外で評価の高い教育業績（授業評価及び教育負担）
- 三 大学等の組織における管理・運営等に関する顕著な実績
- 四 地域貢献事業や国際交流等に関する顕著な実績
- 五 実用価値の高い特許申請
- 六 学会賞等の受賞
- 七 その他教授会が適当と認めた業績

第7条 共同獣医学科（附属動物医療センター及び附属共同獣医学教育開発推進センターを含む。以下同じ。）の教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 研究業績について，別表第2に定める基準を満たす者
- 三 大学の管理・運営等に携わる強い意欲を有する者

2 前項の規定にかかわらず，臨床獣医学講座の教授の選考においては，前項第2号の基準に準ずる研究業績を有しており，かつ，過去5年間に次の各号に掲げる教育，地域貢献，管理・運営等の優れた個人業績を有し，前項第2号の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とするすることができる。

- 一 教育業績（授業評価及び教育負担）
- 二 動物臨床における業績（診断技術の開発など）

三 国内外における著名な教育・研究プロジェクト，研究等の共同事業並びに産官学共同プロジェクトの主催

四 特許申請

五 その他教授会が適当と認めた業績

第8条 共同獣医学科の准教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 研究業績について，別表第2に定める基準を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず，臨床獣医学講座及び附属動物医療センターの准教授の選考においては，前項第2号に該当する者に準ずると教授会が認めた者を該当者とすることができる。

第9条 共同獣医学科の講師の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 研究業績について，別表第2に定める基準を満たす者

2 前項の規定にかかわらず，臨床獣医学講座及び附属動物医療センターの講師の選考においては，前項第2号に該当する者に準ずると教授会が認めた者を該当者としてすることができる。

第10条 共同獣医学科の助教の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は着任時に博士の学位を取得見込みの者

二 研究業績について，別表第2に定める基準を満たす者

2 前項の規定にかかわらず，臨床獣医学講座及び附属動物医療センターの助教の選考においては，前項に該当する者に準ずると教授会が認めた者を該当者としてすることができる。

附 則（平成19年3月20日鳥取大学農学部規則第4号）

1 この基準は，平成19年4月1日から施行する。

2 鳥取大学農学部における助教の選考に関する基準（平成18年12月18日鳥取大学農学部規則第23号）は，廃止する。

附 則（平成22年3月1日鳥取大学農学部規則第2号）

この基準は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日鳥取大学農学部規則第8号）

この基準は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月18日鳥取大学農学部規則第12号）

この基準は，平成25年11月18日から施行する。

附 則（平成26年3月10日鳥取大学農学部規則第7号）

この基準は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月19日鳥取大学農学部規則第6号）

この基準は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月22日鳥取大学農学部規則第5号）

この基準は，令和元年7月22日から施行する。

附 則（令和5年3月19日鳥取大学農学部規則第4号）

この基準は，令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月4日鳥取大学農学部規則第5号）

この基準は，令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月9日鳥取大学農学部規則第1号）

この基準は，令和8年4月1日から施行する。

(別表第1) 生命環境農学科における研究業績の基準

職 種	著書及び学術論文総数	左のうち最近5年間に発表された著書及び学術論文
教 授	20編以上	5編以上
准教授	10編以上	3編以上
講 師	8編以上	3編以上
助 教	2編(筆頭)以上	

- (1) 学術論文は、レフェリー制のある学術雑誌(大学・研究所紀要を除く。)に掲載されたものとする。
- (2) 最近5年間の起算日は公募書類の応募締め切りの日とし、オンラインと印刷物の両方で公表されている学術論文は公表日の早い方をもって最近5年間に計数する。

(別表第2) 共同獣医学科における研究業績の基準

職 種	学術論文総数	左のうち最近5年間に発表された学術論文
教 授	30編以上	7編以上(筆頭著者3編以上, 原著論文に限る)
准教授 講 師	10編以上	3編以上(筆頭著者2編以上, 原著論文に限る)
助 教	3編以上	筆頭著書2編以上(原著論文に限る)

- (1) 学術論文は、日本獣医師会雑誌に掲載された論文又はWeb of Science 若しくはPubMed(Medline)に収録されている学術雑誌(インパクトファクターを有している雑誌に限る。)に掲載された英文の原著論文及び総説とする。
- (2) Corresponding authorである場合及び共著者であっても論文における貢献度が筆頭著者と同等又は準ずると明記してある場合は筆頭著者と同様に取り扱う。
- (3) 臨床獣医学講座の教授並びに臨床獣医学講座及び附属動物医療センターの准教授、講師及び助教の選考においては、それぞれ第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、別表第2の業績に準ずると教授会が認めた者を該当者とすることがある。
- (4) 最近5年間の起算日は公募書類の応募締め切りの日とし、オンラインと印刷物の両方で公表されている学術論文は公表日の早い方をもって最近5年間に計数する。